

第 2 号（平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成26年12月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成26年12月19日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成26年12月19日午前 9時57分 議長 木村武壽

閉会 平成26年12月19日午前10時48分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
8番	中坊	陽	9番	谷田	操
10番	木村	武壽			

欠席議員

7番 丸山 久志

会議録署名議員の氏名

4番 岩田 剛 8番 中坊 陽

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	菱本 嘉昭
議会書記	中坊 玲子	議会書記	森田 肇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼住民福祉課長事務取扱	嶋田 昌弘	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長 兼 務	藤林 学	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也
企 画 財 政 課 長	花木 秀章	税 務 課 長	乾 浩朗
高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝	保 健 医 療 課 長	小川 淳一
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	畑中 智博
産 業 環 境 課 長	野田 昌司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之	学校給食センター所長	藤崎 裕司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成26年12月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

平成26年12月19日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第42号 井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例制定の件
- 第3 議案第44号 井手町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第45号 井手町野外活動センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第46号 井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第47号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7 発議第8号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 第8 発議第9号 京都府老人医療費助成制度の継続を求める意見書
- 第9 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

本日の会議に丸山議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

岡田久雄議員より、発議第8号、「手話言語法」制定を求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。もう1件、発議第9号、京都府老人医療費助成制度の継続を求める意見書が提出されておりますので、日程事項として組み入れておきましたので、よろしくご審議願います。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しておりますので、平成26年12月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、岩田剛議員、8番、中坊陽議員を指名します。

次に、日程第2、議案第42号、井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例制定の件を議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄産業厚生常任委員会委員長。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。

ただいま議題となっております議案第42号、井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例制定の件につきまして、産業厚生常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、12月15日に招集いたしまして、5名の委員全員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、他の市町村で類似の条例を制定するところがあるのかとの質疑に対して、平成24年度に大山崎町がペット霊園の設置条例を制定されており、向日市は開発に伴う条例の中に「ペット霊園」の文言が入っています、また、現在、京都市におかれては制定に向けての準備をされているとお聞きしてお

りますとの答弁がありました。

次に、第2条第6号に「玉川流域」とあるが、どのような範囲を想定しているのかとの質疑に対して、玉川流域7.8平方キロメートルで有王の町域から木津川に注ぐまでの範囲で、玉川の周りの尾根から雨が流れ出る面積を出していますとの答弁がありました。

次に、同条に「各種団体」とありますが、どのような団体を想定されているのかとの質疑に対して、地域を整備していただいている住民団体、例えば玉川の名水を守る会、南谷川を美しくする会、井手町豊かな緑と清流を守る協議会等を想定しておりますとの答弁がありました。

次に、ペットの場合、死体は一般廃棄物になるのか、産業廃棄物になるのかとの質疑に対して、基本的には一般廃棄物の取り扱いですけれども、吊う意思がある場合は廃棄物ではないという取り扱いになりますとの答弁がありました。

そのほかとしまして、手続やペット霊園設置の動きなど、この条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論はなく、採決を行いました結果、議案第42号、井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上です。

議長（木村武壽）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第42号、井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第44号、井手町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 高江社会教育課長。

社会教育課長(高江裕之)

(議案第44号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) この5条に関して、施行日が法律の施行を待ってということになってるんですけども、その施行日の見通しをお願いします。

それと、現在まだ施行されてないということですが、準備はしなければなりませんので、受け入れの申し込みは例年1月ぐらいにされてると思うんですが、保育所の関係がことしはかなり申し込みが遅くなったんですけども、これはもう例年どおり、同じ時期に申し込みはやれるというふうに考えていいのかということと、この際、6年生までになれば対象が広がりますので、2人目、3人目の方が通われるという率もふえるかもしれないと思うんです。減免の規定ですけれども、現在、条例を読んで、2人目以降の額というのがありますけれども、その2人目以降という考え方ですね。同時に在籍していないといけないのか。保育園の場合、3人目は同時に在籍していなくても無料というふうに変えましたね。学童もやはり同じ理念で減免の対象は決めてほしいと思うわけですが、その辺については検討されているのかどうかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 高江社会教育課長。

社会教育課長(高江裕之) 谷田議員の1点目の施行日の見通しについてで

ありますが、国の方から、子ども・子育て支援制度につきましては、予定どおり平成27年4月に施行する方針であると連絡を受けております。

続きまして、受け付けのスケジュールであります。例年どおり、1月下旬に説明会の案内を送らせていただきまして、2月上旬に説明会、2月下旬に入会の受け付け、3月中旬に入会決定と、例年どおりのスケジュールで予定しております。

最後の、2人目、3人目につきましては、現在、今の条例どおりの考えでおります。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

9番（谷田 操） その現状の減免規定というのは、同時に在籍していないといけないわけですね。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 高江社会教育課長。

社会教育課長（高江裕之） 同時に在籍していないと、2人目として認めておりません。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 子育てに支援していくということで、理念として、保育園と同じ理念で、ぜひ今後、在籍していなくても3人目は無料とか、減免対象にするという方向でぜひ検討していただきたいと要望しておきます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第44号、井手町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第44号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第45号、井手町野外活動センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 野田産業環境課長。

産業環境課長(野田昌司)

(議案第45号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 現在の野外活動センターが徴収されておられる料金ですが、けれども、条例では幾ら以内とするという定めしかありませんので、実際幾ら徴収されておるのか。条例に定められた上限いっぱい、今、利用料なのかどうか。例えば、研修室3,000円以内とか、冷暖房1時間100円以内とか、バンガローは1棟1泊、町内1万3,000円以内とか、そういうふうになってるわけですが、実際は幾ら徴収されているんですか。

それと、町のいろんな施設も利用料を徴収して貸し出ししているものがたくさんあるわけです。そういうものについては、今回、消費税が上がったからといって、利用料が上がるということはやってないわけですね。住民グラウンドだとか、教育委員会が管理してはるのでいえば、ふれあいセンターの使用料とか、そういうものについては、8%になったからといって、外税化して徴収しますよということはやってないわけですね。今回、これ、この条文どおりやと、現在の5%入っていたと思われる利用料金そのままに消費税額を加えるということになると、そこに8%加えるということになるわけですか。そうすると、かなり便乗値上げになるんじゃないですか。今までの5%含まれていたという料金を5%引き下げて、そこへ消費税額を足すというの

であればわかるんですけども、その辺の取り扱いはどうなるんですか。もろに8%足したら、便乗値上げですよ。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 野田産業環境課長。

産業環境課長(野田昌司) 1点目の利用料金であります。研修室につきましては、現在、1時間1,000円という形で研修室で使用料金となっておりますが、3,000円を上限にされているということでもあります。バンガローの宿泊料、貸し切り料に関しても、1万5,000円であります。テントサイトにおきまして、1,500円という形になっております。

便乗値上げであるかどうかという形なんですけども、こちらの条例の方で、料金の設定自体は大正池グリーンパークの方で設定されるわけなんですけども、条例の範囲内での料金設定という形で考えています。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 町の他の施設の関係のご質問であります。税法上、利用料について、市町村の自治体が直接経営するものについては消費税が控除されるということから、事業者として課税対象になっておりませんので、8%に上乘せをするという使用料の改定は今回見送ってきたところであります。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 今の産業環境課長の説明はわからないところがいっぱいあったんですけど、条例上、今どうなってるかということ、研修室は、午前3,000円以内、午後3,000円以内、夜間3,000円以内、冷暖房が1時間100円以内、食堂兼多目的室は研修室と同等、バンガローは1棟1泊、町内1万3,000円以内、町外1万5,000円以内、休憩は1時間、町内1,500円以内、町外2,000円以内、テントサイトは1サイト1泊1,500円以内、駐車場は1日につき500円以内ということになってるわけですね。そやけど、今、研修室1,000円やと言わはったので、3,000円以内となってるけど、実際は1,000円やというふうになってるんですか。上限いっぱい取ってないのかということをお願いなんですけども、

全部上限いっぱい、ここの以内と書いてある、その上限までの料金を今取ってはるんですか。

それで、今までは料金の範囲内で消費税を納めてたというふうに言われたから、そうすると、やっぱり内税やったわけでしょう。それを、やっぱり町は水道料金の改定の場合でも、5%を引き下げて、そこに8%なり、今度10%にもしなつたとしたら、税額がそのまま乗るようなというような外税化の改定をされましたけど、これ、条例を見てたら、外税化、今までの内税の分を考慮に入れての外税化じゃないんですよ、これだけやったらね。それはやっぱりおかしいんじゃないかと。実際、幾ら以内としか条例では定めないんやから、定めはるのは指定管理者ですよ。現実、その指定管理者の方でそういうふうに、今回、利用料金が、例えば、1,000円なのか3,000円なのかようわかりませんでしたけど、3,000円としますやん。そやけど、それを5%引き下げた額を利用料金としますと定めはってもいいわけですわ。そこに消費税を今度からは8%もらいますよというふうにしはるんやったら、まだ少なくとも町の水道料金の考え方と一緒に、まだ理解できるんですけど、このままやったら、それは明らか今まで5%払ってた分は関係なしに上乘せする料金設定されるという可能性があるわけでしょう。その辺はどうなってるんですか。話し合いされてるんですか。実際、そうやって5%分は下げますわと、その料金を設定して、今後は消費税乗せますよという話でもう町と指定管理者で話ができてるんやったらまだわからへんでもないんですけど、これだけやったらわかりませんからね。どうなんですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 消費税が導入されて、現在まで指定管理の方で経営努力をされてきたわけではありますが、8%に上がった段階で、大変経営も厳しいということで今回見直しをしていただきたいという話し合いの中で、今回、提案をさせていただいております。そうしたことから、町が取り扱った水道料金と同じような形の考え方は今回の施設利用についてはとらなかつたということでありまして、これについては、利用者がそれを判断されて、ご利用されるかされないか決められるということでもありますので、経営として、税法上も8%になりましたので、今まで課税してなかつたけど、その分は税金として払わなあかんから、それは利用料の形で消費税として納めていただか

ないと経営をさらに圧迫するというところでございますので、今回、条例提案をしているところであります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 確認ですけど、これまでも、5%だったときも、5%の税金はこのNPO法人、指定管理者の方は納めておられたわけでしょう。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 5%のときも納めておられましたけれども、今回、8%になって苦しいということで、今回、引き上げをします。ただ、その分を内税として引き下げて上げるという考え方で今回整理はせずに、経営を圧迫しているということで、今回、8%を外税として利用料の中に含めて徴収できる条例規定を設けるものでございます。なお、それによって、利用者の方が判断されてご利用願うということになるかと思っております。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 反対の立場で討論します。

消費税の増税に伴って利用料が引き上げられるということになるわけですが、消費税の増税分をそのまま、今までの内税で支払っていた分も含めて、その5%分を引き下げをしないで8%上乘せをするということであれば、それは明らかに便乗値上げであり、また、こういう町立のセンターを利用促進するという立場からいっても、町営の施設との差がつくような形にはすべきでないというふうに思いますので、反対をいたします。

議長(木村武壽) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで討論を終わります。

これより、議案第45号、井手町野外活動センター施設の設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第45号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第46号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一)

(議案第46号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) この改正は、産科医療補償制度の負担金分というのが、やっぱり利用が思ったほどなかったというようなことで残っているということからこういうふうになったんじゃないかと思うんですけども、井手町で産科医療補償制度ができてから、対象になった方、あったらあまりいいことではないんですけども、あるんでしょうか。例があるのかどうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) 谷田議員のご質問にお答えします。

今のところ、平成21年からこの産科医療補償制度が始まりましたけれども、対象になったというのは聞き及んでおりません。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第46号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第46号は、原案のとおり決することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者举手)

議長(木村武壽) 举手全員です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第47号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(举手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第47号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(举手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 児童扶養手当法が改正されたので、その内容をまずお聞きしたいんですけど、この消防団の公務災害補償条例だけが、今、改正出てきてるんですけど、公務災害に関することかというと、ほかにもいっぱい町の職員ですとか議員だってありますし、そういうものの中では、私も全部見てませんが、改正しなあかん、条文の整備しなあかんことは、ほかはないんですか。消防団のこれだけですか。

(举手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えします。

児童手当法の改正ということで、私どもの調べている範囲内では、これまで公的年金を受給されてる方というのは児童扶養手当を受給されないという規定があったんですけども、26年12月以降、年金額が児童扶養手当の

支給額より低い場合は、その差額分を受給できるようになるということでもありますので、受ける額が多くなるということになろうかということになります。

それに基づいて、それを受けた場合、消防団でこの補償条例に基づいて、そういう場合であっても、この総務省の規則なりで定めるところで、定める規則よりも差が出た場合、いうたら残額といいますか、それを引いた場合でもまだ支給できるというふうな規定でありますので、今のところ、この消防団員の公務災害補償条例の改正を今回させていただいていると。

職員等々については、まだそういうような情報がありませんので、あくまでも総務省令での規則での計算された補償額と、今回、この新たに受給がプラスになる分の差額が出た場合でもまだ支給ができるという規定に基づいて、消防団員の補償額での今回の改正条例が私どもに通知が来たというふうに理解をしております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第47号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第47号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、発議第8号、「手話言語法」制定を求める意見書を議題とします。

発議第8号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄議員。

3 番（岡田久雄） 3 番、岡田久雄です。

朗読をもちまして、「手話言語法」制定を求める意見書を提出します。

提出者、井手町議会議員、岡田久雄。

賛成者、井手町議会議員、西島寛道。

賛成者、井手町議会議員、丸山久志。

「手話言語法」制定を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

「手話言語法」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日。

京都府綴喜郡井手町議会。

衆議院議長様。

参議院議長、山崎正昭様。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

文部科学大臣、下村博文様。

厚生労働大臣、塩崎恭久様。

以上です。

議長（木村武壽） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第8号、「手話言語法」制定を求める意見書を採決します。

発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、発議第9号、京都府老人医療費助成制度の継続を求める意見書を議題とします。

発議第9号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田です。

京都府老人医療費助成制度の継続を求める意見書について説明をさせていただきます。

京都府老人医療費助成制度は、通称マル老と呼ばれておりまして、65歳

から69歳までの所得税非課税等の所得の低い老人世帯を対象に、医療費の窓口負担を1割にする制度として定着してきたところです。本町では従来からこの制度に積極的に取り組んでいただいております。対象人口の55.9%が受給しているという非常に高い受給率となっております。対象住民の健康を守るためには欠かせない制度となっております。

ことし4月から実施された社会保障制度改革プログラム法により、70歳から74歳までの医療費窓口負担が1割から2割に引き上げられましたが、そのもとでも、京都府においては、独自努力でこの制度を70歳までと拡充をした上で、今後1年間かけてあり方を検討していくとされています。

日本医師会の調査によりますと、高齢者の医療費の負担増による受診抑制の結果、症状が悪化するという患者の割合が、1割負担では3.4%のところ、2割負担では7.1%と発表されておりました。窓口での医療費負担が増えることによって、重症化が進み、医療費が膨張するという懸念すらあります。

よって、京都府におかれましては、憲法第25条の理念に基づいて、京都府老人医療費助成制度の継続をされるよう強く求めるものであります。

特に、大きな市とかではやはり申請主義をとっておられますので、受給率がなかなか伸びないという傾向がございましたが、保険料の通知とともにこういう制度がありますよという申請書を同封されたような市では、一気に受給率が伸びているということがございます。

井手町では、さらに進んで、対象者のところにはもう受給証を送付していただいているわけです。町の方から先に送付をしていただいているというようなことで、非常に受給率が高い、井手町にとっては欠かせない制度でありますので、京都府知事にはぜひ今後もその制度を継続していただくように町議会からも意見を上げてはいかがかと思いますので、ご賛同をお願いいたします。

議長（木村武壽）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第9号、京都府老人医療費助成制度の継続を求める意見書を採決します。

発議第9号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手少数です。したがって、発議第9号は否決されました。

次に、日程第9、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成26年12月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時48分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 岩 田 剛

署名議員 中 坊 陽